

1 協議会の構成及び任期

（1）協議会の構成（案）

会長：副市長 座長：嶋田 喜昭 教授

交通事業者等（10名）

- ・ 知多乗合株式会社
- ・ 愛知県バス協会
- ・ サンレー交通株式会社
- ・ 愛知県タクシー協会
- ・ 名古屋鉄道株式会社
- ・ 中部国際空港株式会社
- ・ 青海ボランティア隊
- ・ 愛知県交通運輸産業労働組合協議会

住民・利用者代表等（7名）

- ・ 常滑市社会福祉協議会
- ・ 常滑市民生委員・児童委員連絡協議会
- ・ 常滑市教育委員会
- ・ とこなめ観光協会
- ・ 利用者代表（公募3名）※1名増

関係行政機関等（7名）

- ・ 中部運輸局愛知運輸支局
- ・ 愛知県交通対策課
- ・ 愛知県知多建設事務所
- ・ 愛知県道路公社
- ・ 常滑警察署
- ・ 中部空港警察署

・ イオンモール常滑（CHITA CAT）

・ 常滑市ボートレース事業局

については、事業廃止に伴い、再任しない。

・ 常滑市議会 は、市議会協議会において協議していることから再任しない。重要案件等については、あらかじめ市議会協議会へ付議し、意見を考慮して交通協議会へ付議することとする。

1 協議会の構成及び任期

(2)委員の任期

委員の任期については、常滑市地域公共交通協議会設置要綱第3条第3項に基づき、2年間とする。（任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日）

(3)要綱の一部改正

第3条1項12号について削除する。（改正日：令和8年3月31日）

【常滑市地域公共交通協議会設置要綱 抜粋】

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
 - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
 - (4) 鉄道事業者を代表する者
 - (5) 愛知県知多建設事務所長が指名する者及びその他の道路管理者が指名する者
 - (6) 市民又は利用者を代表する者
 - (7) 中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
 - (9) 常滑警察署長が指名する者及び中部空港警察署が指名する者
 - (10) 愛知県都市・交通局交通対策課長が指名する者
 - (11) 学識経験者
 - ~~(12) 常滑市議会議長が指名する者~~
 - (13) 常滑市副市長
 - (14) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会の委員は25名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、協議会に代理人を出席させることができる。ただし、第1項第6号のうち公募によって選ばれた者及び第11号に規定する者を除く。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、第1項の各号に掲げる者であって、委員ではない者をオブザーバーとして協議会に参加させることができる。

2 利用者代表委員の公募

(1) 公募資格

18歳以上の常滑市民で市役所開庁日に年5回程度開催される協議会等に参加できる方で電子メールが利用できる方

※委員への会議への出席確認及び事前資料配布等は電子メールで行うため

(2) 公募期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月31日(水)

(3) 公募方法

11月から市ホームページ、SNSにおいて公募フォームを掲出する。

市広報誌12月号においても公募フォームを掲出して公募を行う。

(4) 抽出方法

利用者代表委員については、地域毎(北部・中部・南部)にバランスが取れるよう配慮し、無作為抽出する。

3 今後のスケジュール

時 期	検討等の内容	検討会等
R7.11～	利用者代表委員公募	・市ホームページ ・SNS ・市広報誌12月号
R8. 2～	令和8年度 常滑市地域公共交通協議会の構成について(報告)	地域公共交通協議会
R8. 4	令和8年度構成委員の委嘱	地域公共交通協議会